

「山口斎場・里塚斎場における PPP/PFI 導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務」企画競争に関する質問及び回答

No	質問内容	回答
1	本業務の再委託会社については、PFI や基本設計等の事業者の選定時に、事業者として応募することは妨げられないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	参加資格要件について、令和 2～3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること、とされておりますが、弊社が登録させていただいている以下 2 資格のいずれかで、こちらの条件は満たされると考えてよろしいでしょうか。 ・ 物品・役務 情報サービス、研究・調査企画サービス業 有効期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 ・ 工事・建設関連サービス・道路維持除雪 建設関連調査サービス業 有効期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	お見込みのとおりです。
3	再委託を行う会社は札幌市競争入札参加者資格名簿に登録されている者、とされておりますが、以下資格を有していれば、こちらの条件は満たされると考えてよろしいでしょうか。 ・ 建設関連サービス業 建築設計・監理業	再委託を行う業務に関連する資格で登録されている必要があります。
4	仕様 P6 に「里塚斎場は 2019 年度に実施している耐用年数の調査結果、山口斎場は火葬炉回収方法についての検討結果を参考とする」との記載がございますが、提案内容の検討にあたってこれらの情報をご提供いただけますでしょうか。	契約後の提供となります。
5	仕様書 P6 の「整備手法による影響を受けない想定」（2 か所記載あり）について、具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	里塚斎場の地形や地質、立地等の諸条件を考慮しないで最低限かかる建設費用のことになります。
6	仕様書 P5 3（1）ア（ア）b について、「公設公営の施設に途中から PPP/PFI 手法を導入」とは具体的にどのようなケースを想定しているのかご教示いただけますでしょうか。	現在直営で運営している里塚斎場について、PPP/PFI 手法を導入できるかの調査です。

7	仕様書 P5 3 (1) ア (イ) b について、両斎場は「札幌市火葬場条例」に基づく公の施設と認識していますが、指定管理以外の委託方式も想定しているとの認識で宜しいでしょうか。具体的内容をご教示いただけますでしょうか。	仕様書 P5 3 (1) ア (イ) は、指定管理以外の委託方式も想定しており、他の手法の提案を妨げるものではありません。
8	企画提案書等の提出は「持参または郵送とする。」とありますが、配達日を指定可能な宅配便を使用してよろしいでしょうか？	提出期限までに確実に届くものであれば指定はございません。
9	仕様書 (案) II 業務の概要 3 業務の内容(2)里塚斎場の整備手法 において、老朽化・機能不具合のある里塚斎場の整備手法の検討があります。「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」は公表されておりますが、里塚斎場については、将来の火葬需要とピーク時対応の方法（最大のお待たせすることになる日数等）等から設定した「炉数」「待合室」「告別室」の個数等を含めた基本計画は、貴市にて検討されておられますでしょうか？あるいは、本業務において里塚斎場の規模（炉数等）を含めた基本計画を検討するのでしょうか？	本業務において里塚斎場の規模や炉数等も検討をしていただくことになります。
10	里塚斎場について令和元年に実施された施設躯体や設備の耐用年数などの分析と構造上の問題を解決するための調査検討結果につきましては、受託者には開示され则认为てよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	里塚斎場の整備候補地（敷地外隣接地、現地）の地質については、ボーリング調査結果等を開示していただけると理解してよろしいでしょうか。	里塚斎場建設時の調査結果については開示可能です。
12	令和元年に実施された火葬場予約枠の時間区分や設定数など具体的な使用に関する調査結果につきましては、受託者には開示され则认为てよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
13	山口斎場の PFI 事業につきまして、貴市では PFI 事業の事後評価のお取組みはなさっておりますでしょうか？	PFI 事業の契約期間中であり、現時点では事後評価は行っておりません。
14	本調査業務を受託した事業者から再委託業務を請け負った事業者（ex.協力会社）は、今後、市が公募する本斎場に関する PPP/PFI 事業に、応募事業者として参画することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

15	再委託を行う会社は札幌市競争入札資格者名簿に登録されている必要があるとのことですが、参加資格の確認（7月20日）時点での登録が必須となりますでしょうか。現在、未登録の会社とのチームアップを検討している場合には、これから登録手続きをして登録完了となる8月1日時点の登録もお認めいただくことは可能でしょうか？	参加資格の確認時点での登録が必要です。
16	再委託先については実績を業務従事者1名につき1枚指定様式にて用意、とされていますが、応募者自身の実績については、企画提案書のページ数の制限内で、会社としての実績もしくは応募者に所属する業務従事者の実績を任意様式で記載することになりますでしょうか？	お見込みのとおりです。